

事 務 連 絡

平成18年5月25日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

中国産はちみつ及びその加工品に係る検査の実施について

標記については、平成17年6月21日付け事務連絡により、輸入の都度、テトラサイクリンの自主検査を実施するよう連絡しているところですが、本年5月29日より残留農薬等のポジティブリスト制度の施行に伴い残留基準値が設定されることから、5月29日以降に輸入届出される中国産はちみつ及びその加工品については、通常の監視体制に戻すこととしますので、御了知の上、関係営業者への指導方よろしく申し上げます。